1. 商 品 名	相 続 定 期 預 金 <基本商品:「スーパー定期」、「大口定期預金」> ※本商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
2. 販 売 対 象	・個人のみ ・金融機関(当社以外の金融機関を含む)での相続手続き完了後1年以内に、 相続により取得した資金を原資として預け入れいただける方
3. 期 間	・1年(定型方式・単利型) ・自動継続(元金継続または元利継続)のみの取り扱いとなります ・満期日指定方式の取り扱いはありません
4. 預 入 方 法	
(1) 預 入 方 法	・一括預入
(2) 預 入 金 額	・一口1円以上(ただし、「大口定期預金」は一口1,000万円以上) ※相続により取得した金額(既に、「相続定期預金」を預け入れされた金額 を除きます)を、お一人さまの上限金額とします ※相続により取得した不動産や株式などの換金代金も預け入れできます ※複数口に分けて預け入れできます ※預け入れは、お一人さまにつき当社本支店・出張所および代理店のうち いずれか1店舗とします ※「相続定期預金」の満期資金での申し込みはできません
(3) 預 入 単 位	・1円単位
(4) 預 入 形 態	・通帳式(総合口座通帳、定期預金通帳、デュエット通帳定期口)
5. 払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します
6. 利 息	
☆ (1) 適 用 金 利 ☆	・初回のみ、大垣共立銀行ホームページに掲載する預け入れ時の「スーパー定期」または「大口定期預金」1年ものの金利+年0.1%を満期日まで適用します ※大垣共立銀行ホームページに掲載する金利は、預入金額に応じ、「スーパー定期」または「大口定期預金」の金利となります ※満期日以降は、同一預入期間の「スーパー定期」または「大口定期預金」(いずれも自動継続)となり、継続後の金利は大垣共立銀行ホームページに掲載する継続日におけるそれぞれの金利を適用します ※他の金利上乗せ制度などとの併用はできません
(2) 利 払 頻 度	・満期日以後に一括して支払います
(3) 計 算 方 法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
(4) 税 金	・20.315% (国税15.315%・地方税5%) の源泉分離課税 (マル優ご利用の場合は非課税)
7. 手 数 料	
8. 付 加 で き る 特 約 事 項	・総合口座の担保とすることができます (貸越金利は担保定期預金の適用金利に年0.50%を上乗せした金利) ・「スーパー定期」は、マル優の取り扱いができます

	9. 中途解約時の取扱	・「スーパー定期」または「大口定期預金」の取り扱いに同じです
	10. その他参考となる事項	 預け入れに必要なもの ①本人確認書類 ②お届け印 ③「預け入れいただく方が相続人であること」「金融機関での相続手続完了時期」「相続により取得した金額」が確認できる書類 【例】遺産分割協議書の写し/金融機関に提出した相続依頼書の写し/戸籍謄本の写し/遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの)の写し/被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し など
		・本人名義での預け入れとなります ・金利環境の変化などにより、条件の変更や取り扱いを中止する場合があります ・その他は「スーパー定期」または「大口定期預金」の取り扱いに準じます
$\stackrel{\wedge}{\simeq}$	11. 金 利 情 報	・店舗窓口または大垣共立銀行ホームページにてご確認ください
	12. 当社が契約している 指定紛争解決機関	 ・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772 (受付時間は、平日9:00~17:00です)